

国立大学法人法の一部を改正する法律案 正誤表

※ [省略] は本正誤表においての省略を、太字下線は正誤箇所を表す。

※ページ数は、令和3年3月30日更新前の掲載資料のページ数を表す。

○ 新旧対照表

【16 ページ】

	改正案			現行		
誤	第十四条第三項	第二十条第一項	国立大学法人法第十二条第六項 (大学共同利用機関法人にあっては、同法第二十六条において準用する同項)	第十四条第三項	第二十条第一項	国立大学法人法第十二条第七項 (大学共同利用機関法人にあっては、同法第二十六条において準用する同項)
正	第十四条第三項	第二十条第一項	国立大学法人法第十二条第六項 (大学共同利用機関法人にあっては、同法第二十六条において準用する同項)	第十四条第三項	第二十条第一項	国立大学法人法第十二条第七項 (大学共同利用機関法人にあっては、同法第二十六条において準用する同項)
		<u>(略)</u>	<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	<u>(略)</u>

○ 参照条文

【7 ページ】

誤	<p>(中期計画) 第三十一条 [省略] 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一～三 (略) 四 短期借入金の限度額 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 3～5 (略)</p>
正	<p>(中期計画) 第三十一条 [省略] 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一～三 (略) 四 短期借入金の限度額 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 <u>六・七 (略)</u> 3～5 (略)</p>

【9 ページ】

誤	第十四条第三項	第二十条第一項	国立大学法人法第十二条第七項（大学共同利用機関法人にあっては、同法第二十六条において準用する同項）
	第十四条第三項	第二十条第一項	国立大学法人法第十二条第七項（大学共同利用機関法人にあっては、同法第二十六条において準用する同項）
正		<u>(略)</u>	<u>(略)</u>

【11 ページ】

誤	第五十条の四第二項第四号	第三十二条第一項	国立大学法人法第三十一条の二第一項
	第五十条の四第二項第四号	第三十二条第一項	国立大学法人法第三十一条の二第一項
正	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>

【13 ページ】

誤	第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 [省略]
	<u>(年度計画)</u> 第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 [省略]
正	

【15 ページ】

誤	<p>(借入金等)</p> <p>第四十五条 独立行政法人は、中期目標管理法の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の十第三項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>
正	<p>(借入金等)</p> <p>第四十五条 独立行政法人は、中期目標管理法の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の十第三項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>

【16 ページ】

誤	<p>第九十二条 (略)</p> <p>③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p>
正	<p>第九十二条 (略)</p> <p><u>② (略)</u></p> <p>③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p> <p><u>④～⑩ (略)</u></p>